

鳴門市地震津波対策推進計画

(平成27年度以降の取り組み内容)

鳴 門 市

目次

○鳴門市地震津波対策推進計画（平成27年度以降の取り組み事項の内容）		
1. 各施策・事業の取り組み状況		1 P
○具体的取り組み事項実施内容		
重 点 項 目	分 野 別 項 目	掲載頁
1. 災害に備える	(1)防災意識を醸成する	3 P
	(2)自らが備える	5 P
	(3)地域で備える	6 P
	(4)学校等で備える	7 P
	(5)事業所・施設等で備える	9 P
	(6)広域で備える	10 P
	(7)公共施設・災害関連施設を整備する	11 P
	(8)行政の災害対策体制を整備する	14 P
	(9)災害対策物資等を整備する	17 P
2. 災害情報等を集め知らせる	(1)災害情報等を迅速に集める	18 P
	(2)災害情報等を迅速・確実に知らせる	19 P
3. 被災者を守る	(1)避難所等を開設する	22 P
	(2)被災者等を避難誘導する	24 P
	(3)被災者を救助・収容する	26 P
	(4)被災者の救急医療を行う	28 P
	(5)緊急輸送体制を確保する	30 P
4. 被災者の生活を支援する	(1)避難所を運営・管理する	31 P
	(2)ライフライン等を確保する	32 P
	(3)生活環境を整備する	34 P
	(4)生活再建を支援する	35 P
	(5)教育環境等を整備する	37 P

○鳴門市地震津波対策推進計画（平成27年度以降の取り組み事項の内容）

本市では、平成23年度から32年度の10年間を計画期間とした、「鳴門市地震津波対策推進計画」を策定し、計画の理念である「人命を守ることが最優先にした 震災に負けないまちづくり」をめざし、計画に掲げた各施策・事業を推進しています。

1. 各施策・事業の取り組み状況

項目区分	平成26年度		平成27年度				
	計画の事項数	廃止（完了）	新規	修正	継続	変更なし	計画の事項数
1. 災害に備える	43	3	4	15	5	20	44
（1）防災意識を醸成する	5	1	1	1	0	3	5
（2）自らが備える	3	0	0	3	0	0	3
（3）地域で備える	3	0	0	2	0	1	3
（4）学校等で備える	6	0	0	1	0	5	6
（5）事業所・施設等で備える	3	0	0	0	0	3	3
（6）広域で備える	2	0	0	1	0	1	2
（7）公共施設・災害関連施設を整備する	10	1	1	4	2	3	10
（8）行政の災害対策体制を整備する	10	1	2	2	3	4	11
（9）災害対策物資等を整備する	1	0	0	1	0	0	1
2. 災害情報等を集め知らせる	11	1	1	1	0	9	11
（1）災害情報等を迅速に集める	3	1	0	0	0	2	2
（2）災害情報等を迅速・確実に知らせる	8	0	1	1	0	7	9
3. 被災者を守る	19	0	0	8	5	6	19
（1）避難所等を開設する	4	0	0	1	2	1	4
（2）被災者等を避難誘導する	6	0	0	3	0	3	6
（3）被災者を救助・収容する	3	0	0	1	1	1	3
（4）被災者の救急医療を行う	4	0	0	3	1	0	4
（5）緊急輸送体制を確保する	2	0	0	0	1	1	2
4. 被災者の生活を支援する	18	2	3	6	10	0	19
（1）避難所を運営・管理する	2	0	0	2	0	0	2
（2）ライフライン等を確保する	4	2	3	1	1	0	5
（3）生活環境を整備する	4	0	0	0	4	0	4
（4）生活再建を支援する	5	0	0	3	2	0	5
（5）教育環境等を整備する	3	0	0	0	3	0	3
合 計	91	6	8	30	20	35	93

項目数は再掲を除く

「見直し区分」・「重要」・「緊急」・「時期」欄の区分は、次のとおりとする。

○「見直し区分」

- 新規 → 平成27年度以降に新規事業として取り組むもの
- 修正 → 現行取り組み内容の修正や担当課の追加等をしたもの
- 継続 → 現行取り組み内容の実施期間を延長したもの
- 変更なし → 現行取り組み内容を変更しないもの（軽微な字句の修正含む）

○「重要」 重要度による分類

- A→極めて重要なもの
（多数の人を対象として、防災意識・危機意識を高揚するもの、災害情報等を提供できるもの、災害から守る施設等の整備をするもの、生活を支援できるものなど、市の防災対策上特に重要な体制整備を行うもの）
- B→重要なもの
（「A」より対象となる人数が少ないものや、重要な防災対策上の体制整備を行うもの）
- C→実施が望ましいもの
（「A」「B」と判断ができないものですが、実施することが望ましいもの）

○「緊急」 緊急度による分類

- A→直ちに実施すべきもの
（現時点から直ちに実施しなければならないもの）
- B→できるだけ早く実施すべきもの
（「直ちに実施しなければならないもの」ではないが、早期に実施しなければ後で重大な影響があるもの）
- C→他の取り組み終了後に実施すべきもの
（「A」「B」終了後に取り組むべきもの）

○「時期」 着手時期による分類

- A→すぐ取り組むことができるもの
（上位計画・想定条件等の反映、関係団体・機関・財源などの調整が必要なく、すぐに取り組むことができるもの）
- B→想定条件見直し・調整後に取り組むことができるもの
（国や県等の想定条件等の見直し、関係団体・機関・財源などの調整後に取り組むことができるもの）
- C→国・県の計画見直し後に取り組むことができるもの
（国や県の計画など上位計画の見直し後に取り組むことができるもの）

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(1) 防災意識を醸成する							
①	ため池ハザードマップの作成と配布					ため池がはん濫した場合の危険性及び浸水被害の地域を示した「ため池ハザードマップ」を作成し、住民に周知することにより、災害時の迅速な避難行動を促すとともに、防災意識の醸成を図ります。	平成27年度より新たに実施する事業。
担当	危機管理課・農林水産課						
実施期間	H27年度～H29年度	見直し区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	広報なると・テレビ広報等による啓発					「広報なると」への「防災・災害対策への取り組み」等の連載やテレビ広報で災害に関する意識の高揚を図る番組の放送のほか、庁内設置液晶モニターの活用により、災害関連情報や災害への正しい対応を継続して掲示・放送するなど、市民等への啓発を行います。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・秘書広報課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	防災訓練の実施					市民・事業者、教育機関、福祉施設、関係機関・団体等が全市的規模で参加する総合防災訓練や、様々な想定のもとで地区の実情に合わせた方法で防災訓練を実施し、災害への対応能力や防災に対する意識の向上を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・予防課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	出前市長室・出前講座の開催					市民や事業所等に、防災に関する情報や市が定める計画、災害時の正しい対応等の説明や質疑応答を行うことにより、今後の防災計画等への意見の反映、市民等の危機意識・防災意識の高揚による「自助・公助・共助・近助(所)」への取り組みを推進するため、出前市長室や出前講座を開催します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・市民協働推進課・生涯学習人権課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.		取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.								
⑤	避難所及び緊急避難場所への表示板の設置						避難所及び地震・津波等の災害種別ごとに指定する緊急避難場所を市民の方々に日常から認識していただき、災害時に適切に避難が行えるよう今後、国が示す統一標識のガイドラインに基づき、避難施設に表示板を設置します。	災害対策基本法の改正に伴い、避難所及び地震・津波等の災害種別ごとに緊急避難場所を指定した後、表示板を設置することとした。
担当	危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	B			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.		H27年度以降の取り組み内容				平成25年度以降の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名						
(2) 自らが備える							
①	木造住宅耐震診断・改修支援の推進					<p>鳴門市耐震改修促進計画に基づき、平成32年度までに耐震化率100%を目指し、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修や耐震診断が必要と判断された住宅へ費用の一部を助成することで耐震化を推進し、死傷者の発生を未然に防ぎます。</p>	<p>鳴門市耐震改修促進計画の見直しに伴い、「平成27年度までに耐震化率90%」を「平成32年度までに耐震化率100%」に変更した。</p>
担当	まちづくり課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		
②	家具転倒防止器具の設置促進					<p>震災時における家具の転倒による事故を未然に防ぐため、要援護者等の家庭を対象とする家具転倒防止事業を実施するとともに、自主防災会への事業の継承を推進します。また、その他の家庭へも啓発を行うなど家具転倒防止器具の設置を促進します。</p>	<p>これまで本事業は、平成23年度より国の制度を利用して実施していたものを、平成26年度より市の単独事業として実施していることから、「国の制度等を利用して」の文言を削除した。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		
③	災害時備蓄食糧等の備蓄啓発					<p>「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、大規模な災害が発生した場合、公的な支援が届くまで約3日かかるといわれていることから、各家庭においても平常時から飲料水や食糧など避難生活に必要な物資3日分の備蓄に努めるよう、啓発を図ります。</p>	<p>平成26年3月14日に県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」が示されたことを受けて、方針に沿った内容に修正した。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A		
④	防災訓練の実施					再掲（1－（1）－③）・3ページに掲載	

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(3) 地域で備える							
①	自主防災会の活動活性化の促進					<p>地域における防災力の強化を図るために、自主防災会への活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の自主防災活動への参加促進等、より一層の活動活性化に向けた取り組みを推進します。</p> <p>また、自主防災会と企業が連携した地域ぐるみの防災活動の推進に取り組みます。</p>	<p>これまでの取り組み内容に、自主防災会と企業が連携した地域ぐるみの防災活動の推進を追加した。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	災害時要援護者の避難支援体制の整備					<p>災害時要援護者避難支援プランに基づき、自力や家族の支援だけでは避難が困難となる高齢者や障がい者などの要援護者への支援を行うため、「災害時要援護者避難支援登録制度」を活用し、自主防災会・民生委員との連携・協力により災害時要援護者の避難支援体制を整備します。</p> <p>また、地域において要援護者の個別支援計画を活用した防災訓練が実施できるよう自主防災会等と連携強化に取り組みます。</p>	<p>これまでの取り組み内容に、地域において要援護者の個別支援計画を活用した防災訓練が実施できるよう自主防災会等との連携強化を追加した。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課・健康政策課・危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	防災訓練の実施					再掲（1－（1）－③）・3ページに掲載	
④	防災資機材の整備					<p>地域において、自主的かつ主体的な防災活動を行う自主防災会の活動を支援し、地域の防災機能の向上を図るため、防災資機材に対する助成を行い整備を図ります。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名							
(4) 学校等で備える								
①	学校等の危機管理体制の整備						<p>「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、本市の幼児・児童・生徒及び職員の災害発生時の安全確保と一時避難に必要な災害対応備品等を整備するとともに、学校の防災教育及び防災管理・組織活動の充実と推進を図ります。</p> <p>また、保育所についても既に策定している危機管理マニュアルを継続的に見直すなど危機管理体制の整備を図ります。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A			
②	学校等での避難訓練の実施						<p>年間計画を立て、全市的な総合防災訓練をはじめ、定期的に保護者や自主防災会、自治振興会、消防分団など関係機関と連携した避難訓練を実施することにより、危険箇所や問題点の確認と改善に向けた対策の検討を共に行い、幼児・児童・生徒・教職員の危機意識の醸成と迅速かつ円滑な避難行動ができるようになります。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A			
③	防災教育の実施						<p>幼児・児童・生徒自らが自分の安全を守るための実践的防災対応能力の養成と、災害時にお互いに助け合うための防災ボランティア意識の向上を図るため、様々な学習や避難訓練を通じて、日頃からの心構えや災害時に取るべき行動を身につけ、災害時に迅速で適切な行動がとれるように、防災教育を継続的に実施します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A			
④	学校施設等の耐震化推進						<p>安全で安心できる教育環境等を整備するため、耐震化優先度調査や耐震診断結果を踏まえ、幼稚園・小中学校では年次計画に基づき、耐震補強設計や耐震整備工事を行うなど耐震化を推進するとともに、その他の施設についても順次耐震化を推進します。</p>	<p>実施期間を第一中学校の耐震化工事の終了時期である平成31年度に修正した。</p>
担当	教育総務課・子どもいきいき課							
実施期間	(学校)H31年度(保育所)協議継続		見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.							H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名							
⑤	保護者との連絡体制の整備						災害時における幼児・児童・生徒の安全の確認、通信手段が断絶した場合の情報伝達に関する方法等の連絡マニュアルの策定と周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などの連絡が迅速かつ確実にできるように体制整備を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	学校教育課・子どもいきいき課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑥	自主防災会等との連携						学校等の防災対策を行う上で、地域ぐるみで幼児・児童・生徒を守る取り組みが求められており、また、「学校は地域の防災拠点」でもあることから、幼児・児童・生徒の安全の確保と防災拠点とするため、地域の自主防災会等との連携を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	学校教育課・子どもいきいき課・危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(5) 事業所・施設等で備える							
①	防災意識の啓発						<p>地震・津波等の災害への備えとして、施設等の耐震化、危機管理マニュアルの策定、様々な想定に基づく避難訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定などが求められるため、広報や研修会等を通じて、各事業所・施設等へ啓発を行います。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課・商工政策課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	自主防災会等との連携啓発						<p>高齢者・子ども・障がい者等の要援護者がいる事業所・施設は、災害時に自主防災会等をはじめ地域住民による支援が必要となることから、いざという時に円滑な避難活動等が行えるように平常時から連携の啓発を行います。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課・子どもいきいき課・危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A		
③	帰宅困難者への対応啓発						<p>事業所や施設等で帰宅困難者が発生した際の対応について、事前に安全な避難・収容施設の確保や誘導方法等の検討、備蓄品の準備のほか、従事者等へも災害への備えが必要であることの周知の重要性など、帰宅困難者への対応について啓発に努めます。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課・社会福祉課・子どもいきいき課・商工政策課・観光振興課・ポートレース事業課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期	A		
④	防災訓練の実施						再掲（1－（1）－③）・3ページに掲載

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(6) 広域で備える							
①	災害時における広域連携体制の構築					大規模な災害が発生した場合、近隣市町村も同時被災している場合は被災していない自治体等からの支援を得る必要があることから、新たな相互応援協定の締結やこれまで相互応援協定を締結した自治体等と平常時から情報交換等を行い連携を強化するなど、広域連携体制を構築します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	A	時期	A		
②	災害ボランティアセンターの体制整備					被災時には、広域的なボランティアによる支援が大きな力となることから、災害時に迅速な対応ができるよう、市社会福祉協議会において「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づく訓練や災害ボランティア入門講座などが実施できるよう連携支援します。	平成26年度に「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」が策定されたことから、マニュアルに基づいた訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの見直しを行うこととした。
担当	市民協働推進課・社会福祉課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(7) 公共施設・災害関連施設を整備する							
①	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備					緊急地震速報や避難勧告等の災害情報を、屋外拡声スピーカにより市内一円に伝達できるよう防災行政無線を整備した。この整備にあわせ、聴覚障がい者宅や公共施設等に、屋内でも放送内容を確認することができる戸別受信機（文字表示付きを含む）を設置したが、今後も聴覚障がい者宅への無償貸与の周知を図るとともに、災害時要援護者施設等についても配備を検討します。	平成27年度より新たに実施する事業。
担当	危機管理課						
実施期間	H27年度～H28年度	見直し区分	新規				
重要	B	緊急	A	時期	A		
②	避難路・避難場所の見直しと整備					国や県による地震・津波の想定規模の見直し結果や災害対策基本法の改正を踏まえ、地域住民と共に協議を行い、安全な避難路を確保するとともに、新たに避難場所を指定・整備するなど、災害時に避難者が安全・迅速に避難できるようにします。	今後も避難場所を指定・整備する必要があることから、実施期間を延長し、実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	B		
③	津波避難ビルの確保					避難対象地域内において、より多くの避難場所を確保することが安全・迅速な避難に必要であることから、既存のビルの立地状況や構造を確認したうえで所有者等と協定を結ぶことにより、避難場所となる津波避難ビルを確保します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	津波避難施設の整備					国や県による津波の想定規模の見直し結果により、津波が発生した際に避難できる高台や津波に耐えることができる高層建築物が近くに無いため、避難が困難となる避難困難地域においては津波避難施設の整備について検討します。	津波避難困難地域である里浦町南部地域において、平成28年度中の完成に向けて、津波避難施設の整備事業を進めていることから、実施期間を平成28年度までに延長し実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	B		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑤	避難所及び緊急避難場所への表示板の設置					再掲（1－（1）－⑤）・4ページに掲載	
⑥	避難所耐震化の推進					被災時に、市民等が避難する小中学校等の体育館や集会所等の避難所は十分な耐震性が必要であることから、避難所として指定する施設については、国や県の津波被害想定結果や避難者数を考慮しながら、施設の統廃合を含めて見直しを行い耐震化を進めます。	これまでの取り組み内容の対象としていた「小中学校等の体育館」に集会所を加えたことに伴い、担当課に総務課を加えた。
担当	教育総務課・生涯学習人権課・総務課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	B		
⑦	学校施設等の耐震化推進					再掲（1－（4）－④）・7ページに掲載	
⑧	道路橋梁耐震化の推進					被災時に広域避難場所等への避難路となる主要な道路、また、その道路に架かる橋梁については、国の補助金を活用しながら計画的な耐震化を行うなど安全性の確保に努め、緊急時の避難路や輸送路の確保に努めます。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	土木課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑨	ボートレース場の耐震化の推進					ボートレース場の施設改善については、新スタンド基本計画・基本設計書等を基に作成した実施設計書により新スタンド建設事業を進め、「撫養港海岸保全施設整備事業」の進捗状況との調整を図りながら平成27年度の工事完了を目指します。	新スタンド建設事業実施設計書を作成し、平成27年度までに計画的に施設改善を実施することとした。
担当	ボートレース事業課						
実施期間	平成27年度	見直し区分	修正				
重要	A	緊急	B	時期	B		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える								
項目No.							H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名							
⑩	水道施設耐震化の推進						<p>既に着手している基幹管路の耐震化、老朽管路の布設替、配水池の増強、浄水場の更新については継続して実施するとともに、新たに「鳴門市水道施設耐震化計画」を策定し、施設の重要度や優先度を考慮したうえで、計画的に耐震化を実施します。</p>	<p>「鳴門市水道施設耐震化計画」を策定し、計画的に耐震化を実施することとした。</p>
担当	水道企画課							
実施期間	継続事業		見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A			
⑪	市有施設耐震化の推進						<p>市が保有する公共施設等の現況を総括的に整理、分析し、将来に向けた維持管理・施設の充足・配置状況に関する課題を整理するため、国の指針に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的に耐震性能の確認と耐震化を進めます。</p>	<p>公共施設等を総合管理する「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的に市有施設の耐震化を推進することとした。</p>
担当	総務課・施設保有課全課							
実施期間	継続事業		見直し区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑫	水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備						<p>津波災害発生時等において、重要な役割を担うことになる水門や樋門、ポンプ場、都市下水路については、有効に稼働し人命や財産を守ることができる施設の性能を確保するため、計画的に整備を行います。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せず実施することとした。</p>
担当	土木課・農林水産課・下水道課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	B			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.						平成25年度以降の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	
(8) 行政の災害対策体制を整備する							
①	市災害対策本部支部長等の危機管理意識の醸成					<p>災害時に、市災害対策本部の13支部の責任者として災害応急対策の円滑な処理にあたることとなる職員を対象に、市で発生が予想される災害に備えて支部長会等の研修会を行い、職員の危機管理意識の醸成と災害対応能力の向上を図ります。</p>	<p>平成27年度より新たに実施する事業。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	新規				
重要	B	緊急	A	時期	A		
②	市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底					<p>災害時に、市災害対策本部において災害対策や復旧作業を行うことになる職員に、先進的取組事例に関する講演会などの災害教育研修を行い、危機管理意識の醸成と役割認識の徹底を図ります。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課・人事課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	事業継続計画（BCP）の策定					<p>災害時において、市役所も一事業所として職員の生命や安全を守るための防災対策、施設や設備等の被災による業務停止時の復旧対策、被災時でも継続しなければならない重要業務の遂行体制など、災害対策を定める事業継続計画(BCP)を策定します。</p>	<p>平成27年3月に開催した防災・災害対策会議において鳴門市業務継続計画（BCP）（案）を審議した結果、修正が必要となったことから、実施期間を平成27年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	危機管理課・各所属						
実施期間	H23年度～H27年度	見直し区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
④	初動体制等の強化					<p>地震が発生した場合または徳島県に津波警報が発令された場合に、迅速かつ的確な対応を図るため、緊急初動体制委員の指名及び配備、業務内容や非常体制への移行措置に関する対応をまとめたマニュアルに基づき、参集訓練や研修会等を実施し、発災直後の職員の災害対応力の向上に取り組みます。</p>	<p>平成26年度に「初動体制等の整備」事業が完了したことから、平成27年度より発展的に事業を推進するため、「初動体制等の強化」として新たに実施する事業。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	新規				
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑤	円滑な支部の設置・運営の確保					市災害対策本部に定める支部の設置・運営マニュアルの見直しを適切に行うなど、支部の設置・運営が迅速かつ円滑に行うことができるよう取り組みます。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑥	市災害対策本部職員・消防職員・消防団員の安全確保					災害時に、情報収集や避難誘導、救助・消火活動等の災害対応を行う本部職員・消防職員・消防分団員は、活動中に危険が伴うリスクが高いため、本部や団長等からの情報や指揮命令の伝達手段の確保と行動指針を策定するなど安全確保に努めます。	分団車両やデジタル簡易無線の整備を今後も進めることから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。
担当	危機管理課・消防総務課						
実施期間	H23年度～H28年度		見直し区分	継続			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑦	行政情報の災害対策の推進					庁舎等が被災することにより、住民記録等の行政サービスを提供するために必要となる行政情報・データを喪失することがないように、保管場所や管理方法等の見直しなど、行政情報の災害対策を推進します。	実施期間をH23年度～H26年度としていたが、この事業は毎年度、実施することにより、効果が期待できることから、実施期間を定めず継続事業とした。
担当	総務課・情報化推進室						
実施期間	継続事業		見直し区分	継続			
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑧	応援体制・協力関係の構築					災害時に物資・食糧・重機等の機材の確保、民間賃貸住宅等を活用した住宅や入浴施設の提供、救援・治療等に関して、応援や協力を得ることができる事業者等との連携の強化や協定を締結するなどにより、被災時の応援体制・協力体制の構築を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課・まちづくり課・商工政策課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.	取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑨	各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底					災害発生時には、早期の情報収集や分析、迅速で的確な初動対応が求められることから、大規模な火災、化学物質等による汚染の発生への対応など、想定される事態を抽出し、優先的に取り組むべき事態から対応マニュアルを策定し、関係者への周知を図ります。	想定される事態が多数あることから、想定される事態を抽出し、優先順位を付けて、事業を進めるように内容を修正した。
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	B	時期	B		
⑩	災害時における再任用職員等の活用検討					大規模災害が発生した場合、多数の災害対応要員が必要となることから、災害時における再任用職員の役割分担や市退職者を活用するなど早期の復旧・復興に資するよう体制整備を検討します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	人事課・危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑪	空き家対策の推進					利用予定がなく、長期不在となっている空き家は、管理不全により防犯、環境、景観の面だけでなく、建物の倒壊や屋根・外壁の落下等防災面においても悪影響を与えるなど様々な問題を抱えていることから、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策計画の策定や、特定空き家等の措置対応等を行います。また、老朽危険空き家除却支援事業の実施により、災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家の除却を促進します。	平成27年5月26日に全部施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策の推進や、平成26年度に開始した老朽危険空き家除却支援事業の取り組みを反映した。
担当	まちづくり課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

1. 災害に備える							
項目No.		取り組み事項名				H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.							
(9) 災害対策物資等を整備する							
①	防災備蓄の推進					被災し避難した市民等が、避難所で少しでも安心した生活が送れるように、県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・生活必需品の物資や避難所運営に必要な資機材について計画的に備蓄します。	平成26年3月14日に県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」が示されたことを受けて、方針に沿った内容に修正した。
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	災害時備蓄食糧等の備蓄啓発					再掲（1－（2）－③）・5ページに掲載	
③	防災資機材の整備					再掲（1－（3）－④）・6ページに掲載	

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(1) 災害情報等を迅速に集める							
①	市災害対策本部内の情報処理体制の整備						<p>市災害対策本部内の情報処理マニュアルの見直しを適切に行うなど、災害情報を迅速・確実に収集・整理し、連絡・報告ができる体制を整えます。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備						再掲（1－（7）－①）・11ページに掲載
③	気象庁からの災害情報の活用						<p>気象庁から伝達される地震・津波情報を、早期に市関係部局全体に伝え、災害対策を行う全ての職員に周知し、適切な対応が迅速に実施できるように活用を図ります。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	A	時期	A		
④	保護者との連絡体制の整備						再掲（1－（4）－⑤）・8ページに掲載

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる						
項目No.		H27年度以降の取り組み内容				平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名					
(2) 災害情報等を迅速・確実に知らせる						
①	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					<p>各種情報伝達手段の効果的な活用についての検討や災害情報広報マニュアルの見直しなどにより、災害内容や避難勧告等の情報が迅速・確実に住民等に伝えることができるよう取り組みます。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	秘書広報課・危機管理課・情報化推進室					
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A	
②	防災行政無線戸別受信機の普及及び配備					
再掲（1－（7）－①）・11ページに掲載						
③	防災行政無線メール等の登録促進と活用					<p>デジタル防災行政無線から放送される避難勧告等の緊急情報を市民が正確に入手できるよう、デジタル防災行政無線の放送内容を確認することができるメールサービスと自動電話応答サービスの周知に努め、確実な伝達手段として活用します。</p> <p>平成27年度より開始する新規事業。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業	見直し区分	新規			
重要	A	緊急	A	時期	A	
④	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					
担当	危機管理課・秘書広報課					
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A	
⑤	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用					<p>市民をはじめ市民以外の方でも、希望があれば無料で緊急情報等を電子メールで携帯電話やパソコンへ配信する「鳴門市メール配信サービス」の登録を促進し、災害情報等の伝達に活用します。</p> <p>平成27年5月末に「災害情報Eメール配信サービス」が終了し、新サービスに完全移行したことから、「鳴門市メール配信サービス」の登録を促進することとした。</p>
担当	危機管理課					
実施期間	継続事業	見直し区分	修正			
重要	B	緊急	A	時期	A	

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる								
項目No.							H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名							
⑥	「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用						緊急情報等を、市職員をはじめ保育所、幼稚園・学校、防災関係者へ伝達するため、鳴門市からの情報伝達が無料で可能となる「鳴門市しらせ隊」への登録を呼びかけ、災害時の情報伝達に活用します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A			
⑦	携帯電話緊急速報メールの活用						効率的な情報伝達手段として、市からの災害情報等を市内にある対応機種携帯電話に一齐配信する緊急速報メールを活用します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A			
⑧	「すだちくんメール」の登録促進と活用						徳島県が整備する「すだちくんメール」は、気象警報、津波警報、地震情報等の配信や安否確認サービスの提供等があることから登録を呼びかけ、災害時の情報伝達・救援・支援情報に活用します。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
担当	危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

2. 災害情報等を集め知らせる								
項目No.							H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名							
⑨	保護者との連絡体制の整備						再掲（1－（4）－⑤）・8ページに掲載	
⑩	庁内放送の活用							
担当	危機管理課						災害情報の伝達や災害対策本部の設置など、全庁的に周知徹底が必要な事項については、庁内放送を活用し災害対応に従事する全職員に通知するとともに、来庁の市民等に対しても災害情報の提供を行います。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑪	地方放送局との連携							
担当	危機管理課						被災時においては、電話の不通により、救援・支援情報が入手できなくなる場合があるため、鳴門市の救援・支援情報の放送に関する協定を地方放送局と締結するなど連携して情報伝達を図ります。	これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	A	時期	A			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(1) 避難所等を開設する							
①	避難所開設・運営マニュアルの策定						<p>災害時に遅滞なく避難所を開設し避難者を収容するとともに避難所を円滑に運営するため、開設の準備や手順、支部員の役割や各避難所への配置や役割、運営の手法や機能について定める避難所開設・運営マニュアルを策定するとともに、担当する各支部員への周知徹底を図ります。</p> <p>避難所開設・運営マニュアルの素案は策定できているものの、関係課及び支部長と最終調整ができていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	市災害対策本部市民生活班支部担当						
実施期間	H23年度～H28年度		見直し区分	継続			
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	円滑な支部の設置・運営の確保						再掲（1-（8）-⑤）・15ページに掲載
③	福祉避難所施設の設置						<p>要援護者は、生活スペースの確保や救援物資の受け取りなどが困難であるため、これらのケアが可能となる福祉避難所の設置に努め、災害時に円滑な支援が行えるようにします。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	B	緊急	A	時期	A		
④	福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定						<p>福祉避難所における要援護者への支援が円滑に行われるよう福祉避難所の開設基準や手順、人員配置や役割分担、運営手法等を定めた福祉避難所施設開設・運営マニュアルを策定するとともに、施設の所在地や避難経路、利用対象者の範囲など情報の周知徹底を図ります。</p> <p>福祉避難所施設開設・運営マニュアル案は策定できているものの、関係課との最終調整ができていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	長寿介護課・社会福祉課						
実施期間	H25年度～H28年度		見直し区分	継続			
重要	B	緊急	A	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.							H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名							
⑤	避難所の法指定と機能強化						救援活動を円滑かつ迅速に実施するため、一定数の避難者を収容できる避難所を新たに確保し、災害対策基本法に基づく指定作業を行います。 また、災害時における避難所生活において、一定以上の生活環境を確保するために必要な機材や設備等について検討を進めます。	災害対策基本法の改正に伴い、関係法令等の基準を満たした避難所を法に基づく「指定避難所」として指定する必要があることから、取り組み内容の修正を行った。
担当	危機管理課							
実施期間	継続事業		見直し区分	修正				
重要	A	緊急	A	時期	A			
⑥	避難路・避難場所の見直しと整備							
							再掲（1-（7）-②）・11ページに掲載	

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(2) 被災者等を避難誘導する							
①	避難情報の発令・伝達体制の整備						<p>災害時において市民の安全を確保するための避難情報を適切に発令・伝達するために、「鳴門市避難勧告等の判断・避難指示マニュアル」の見直しや避難勧告等の適切な発令・伝達についての検討を行います。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	ため池ハザードマップの作成と配布						再掲（1-（1）-①）・3ページに掲載
③	避難場所・避難経路等の周知徹底						<p>災害時に迷うことなく迅速に避難行動ができるように、各地域の避難場所等を示したハザードマップの配布や地域での防災訓練を実施することなどにより、住民等への周知徹底を図ります。</p> <p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
④	避難所及び緊急避難場所への表示板の設置						再掲（1-（1）-⑤）・4ページに掲載
⑤	災害時要援護者の避難支援体制の整備						再掲（1-（3）-②）・6ページに掲載
⑥	ボートレース事業の災害対応マニュアルの整備						<p>多数の来場者を収容している際の、災害発生に備え、来場者や従事員等の避難等の安全対策、現金や貴重品等の管理等についての災害対応マニュアルを整備します。</p> <p>平成28年春のリニューアルオープンにあわせて、災害対応マニュアルを策定することとしていることから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	ボートレース事業課						
実施期間	H23年度～H28年度		見直し区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る							
項目No.	取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.							
⑦	外国人の避難支援					<p>本市で被災した外国人への被災時の対応について、通訳者の登録、大使館等の公的機関の連絡先などをまとめたマニュアルの見直しを適宜行い、円滑な避難支援が行えるようにします。</p>	<p>平成24年度に災害時外国人対応マニュアルを策定していることから、マニュアルの見直しを適宜行うこととした。 また、担当課に「予防課」をくわえて、事業を進めることとした。</p>
担当	危機管理課・予防課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	B	時期	A		
⑧	警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備					<p>避難勧告・避難指示発令時に、安全で迅速かつ円滑に避難を行うためには、組織間の連携、役割分担調整等が重要であることから、関係機関と事前調整等を行い総合防災訓練等を通じて避難誘導體制を整備します。</p>	<p>担当課に「危機管理課」をくわえて、今後も継続的に実施することとした。</p>
担当	予防課・危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	B	時期	B		
⑨	率先避難者の育成					<p>東日本大震災において、多くの消防団員が住民の避難誘導中に津波の犠牲となった教訓を踏まえ、「鳴門市消防団震災対応マニュアル」等を活用し、地域の消防団や自主防災会等と連携して率先避難訓練を実施するなど率先避難に関する認識を深めるとともに、地域における率先避難者の育成を推進します。</p>	<p>これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>
担当	消防総務課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	A	緊急	A	時期	A		
⑩	防災行政無線の戸別受信機の普及及び配備					再掲（1-（7）-①）・11ページに掲載	
⑪	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					再掲（2-（2）-①）・19ページに掲載	
⑫	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲（2-（2）-④）・19ページに掲載	
⑬	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用					再掲（2-（2）-⑤）・19ページに掲載	
⑭	携帯電話緊急速報メールの活用					再掲（2-（2）-⑦）・20ページに掲載	

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(3) 被災者を救助・収容する							
①	防災資機材の整備				再掲（1－（3）－④）・6ページに掲載		
②	警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備				被災時の傷病者の救出・救護作業は、警察・消防・消防団・医師会・自主防災会などと連携して行うことから、総合防災訓練等を通じて救出救護体制を整備します。 担当課に「危機管理課」をくわえて、今後も継続的に実施することとした。		
担当	予防課・危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	修正				
重要	B	緊急	B	時期			B
③	応援体制・協力関係の構築				再掲（1－（8）－⑧）・15ページに掲載		
④	国・県・自衛隊等からの支援・協力の確保				国・県・自衛隊等からの支援・協力を迅速・確実に得るために災害救助法適用申請マニュアルや自衛隊派遣要請マニュアルの見直しなどを行うとともに、各種訓練への参加や実施などにより各機関からの支援・協力が円滑に行われるよう取り組みを進めます。 これからも継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。		
担当	危機管理課						
実施期間	継続事業	見直し区分	変更なし				
重要	B	緊急	B	時期			A
⑤	防災行政無線個別受信機の普及及び配備				再掲（1－（7）－①）・11ページに掲載		
⑥	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用				再掲（2－（2）－④）・19ページに掲載		
⑦	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用				再掲（2－（2）－⑤）・19ページに掲載		
⑧	携帯電話緊急速報メールの活用				再掲（2－（2）－⑦）・20ページに掲載		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.		取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.								
◎	死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定						災害により亡くなった市民等の遺体の搜索と収容、処置と安置、身元確認、埋火葬の検討、遺骨・遺品等の一時保管等について、人員と資機材の確保、関係機関との連携等に関するマニュアルを作成します。	平成26年度に実施された「徳島県警察・医師会・歯科医師会合同災害時遺体対応訓練」の内容を参考にマニュアル策定作業を進めていることから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。
担当	危機管理課・市民課・クリーンセンター管理課							
実施期間	H23年度～ H28年度		見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(4) 被災者の救急医療を行う							
①	医師会等との連携						<p>被災時に負傷者へ適切な医療行為を行うため、医師会との応援協力協定に基づき協議を行うとともに、市の総合防災訓練等を通じて医師会等と円滑な応援協力が得られるように連携を図ります。</p> <p>これまでの取り組み内容に加えて、医師会等と市の総合防災訓練等を通じて連携強化を図ることとした。</p>
担当	健康政策課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	A	緊急	A	時期	B		
②	負傷者等の救急医療体制の整備						<p>被災時に負傷した市民等への救急医療を行うため、医師会に医療機関の被災状況の確認、医師のトリアージ（重傷度・緊急度による分類）による医療順位決定手順等を定める救急医療マニュアルを策定するなど、負傷者等の救急医療体制を整備するため医師会等関係機関と協議をします。</p> <p>また、医師会、薬剤師会、歯科医師会と協働でトリアージタッグに関する研修会の開催を継続して実施します。</p> <p>救急医療マニュアル案を策定しており、現在医師会等関係機関と協議を進めていることから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	健康政策課						
実施期間	H23年度～H28年度		見直し区分	継続			
重要	B	緊急	B	時期	B		
③	災害時医薬品等の調達体制の整備						<p>災害時には、多量の医薬品と医療資機材等が必要となり、医薬品を計画的に確保できる体制を整備することが重要であることから、他市町の取り組みについて調査を行い、市の体制について検討を行います。</p> <p>また、災害時における薬務コーディネーターの役割を活用できるように、継続して薬剤師会と連携を図ります。</p> <p>医師会・薬剤師会との連携強化は図れているものの、医薬品等の調達体制の整備に至っていないことから、取り組み内容に他市町の状況調査の実施を盛り込むなど具体性を持たせ、平成28年度の体制整備の完了を目指し、事業を進めることとした。</p>
担当	健康政策課						
実施期間	H23年度～H28年度		見直し区分	修正			
重要	B	緊急	A	時期	B		
④	応援体制・協力関係の構築						再掲（1－（8）－⑧）・15ページに掲載

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る								
項目No.		取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.								
⑤	医療救護所設置マニュアルの策定						災害時に、多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できなかったり、医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き収容できなかった場合は、医療救護所を設置し医療行為を行う必要があることから、医療救護所設置マニュアルを策定します。	「応急救護所」を「医療救護所」とした。
担当	健康政策課							
実施期間	H23年度～ H28年度		見直し 区分	修正				
重要	B	緊急	B	時期	B			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

3. 被災者を守る							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(5) 緊急輸送体制を確保する							
①	道路橋梁耐震化の推進					再掲（1－（7）－⑧）・12ページに掲載	
②	災害時搬送車両の輸送路の整備					<p>これから継続的に実施することにより、事業効果が期待できることから、取り組み内容を変更せずに実施することとした。</p>	
担当	土木課						
実施期間	継続事業		見直し区分	変更なし			
重要	A	緊急	A	時期	A		
<p>負傷者や支援物資の搬送などを行う車両の通行に必要となる輸送路の整備が重要であることから、道路交通応急対策マニュアルや協力事業者への協力要請マニュアルの見直しを行うなど輸送路の応急整備と応援協力が得られるように努めます。</p>							
③	災害用ヘリポートの確保					<p>災害時には、道路の寸断等で車両による被災者の救護や搬送が不可能となる場合があるため、既に指定している4箇所のヘリポートに加え、小中学校の校庭等について、これまでの協議結果をもとに確認を行うなど、非常時の災害用のヘリポートの確保を図ります。</p> <p>実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>	
担当	危機管理課						
実施期間	H23年度～H28年度		見直し区分	継続			
重要	B	緊急	B	時期	B		
<p>災害時には、道路の寸断等で車両による被災者の救護や搬送が不可能となる場合があるため、既に指定している4箇所のヘリポートに加え、小中学校の校庭等について、これまでの協議結果をもとに確認を行うなど、非常時の災害用のヘリポートの確保を図ります。</p>							
④	災害時における広域連携体制の構築					再掲（1－（6）－①）・10ページに掲載	

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(1) 避難所を運営・管理する							
①	避難所開設・運営マニュアルの策定					再掲（3－（1）－①）・22ページに掲載	
②	避難所生活者への支援体制の整備					<p>これまでの取り組み内容である「災害時要援護者支援体制の整備」より広く、避難所生活者の精神面・身体面の状況把握に焦点をあてた事業とした。</p>	
担当	健康政策課						
実施期間	H23年度～H28年度		見直し区分	修正			
重要	A	緊急	B	時期	B		
③	避難所の簡易及び仮設トイレの確保					<p>水道の断水や下水道の寸断により、避難施設のトイレが使えないことが想定されることから、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、市の目標数量の190基の簡易トイレや仮設トイレを確保します。</p> <p>また、し尿処理担当との連携による円滑な処理を行い、災害時に衛生状態を良好に維持できるよう体制を整備します。</p>	
担当	クリーンセンター廃棄物対策課・危機管理課						
実施期間	H27年度～H30年度		見直し区分	修正			
重要	B	緊急	B	時期	B		
④	災害ボランティアセンターの体制整備					再掲（1－（6）－②）・10ページに掲載	

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する

項目No.		H27年度以降の取り組み内容					平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(2) ライフライン等を確保する							
①	ライフライン事業者との実践的なパートナーシップの形成						<p>平成25年度に「ライフライン事業者との連携強化」事業が完了したことから、平成27年度より発展的に事業を推進するため、「ライフライン事業者との実践的なパートナーシップの形成」として新たに実施する事業。</p>
担当	危機管理課・水道事業課						
実施期間	継続事業	見直し区分	新規				
重要	A	緊急	A	時期	A		
②	応急給水体制の整備						<p>平成26年度に大谷配水池緊急遮断弁の操作を地元住民に行っていただけよう訓練を実施するなど、今後も継続的に実施することにより、効果が期待されることから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	水道事業課						
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続				
重要	A	緊急	A	時期	A		
③	食糧応急供給体制の強化						<p>平成26年度に「食糧応急供給体制の整備」事業が完了したことから、平成27年度より発展的に事業を推進するため、「食糧応急供給体制の強化」として新たに実施する事業。</p>
担当	商工政策課・観光振興課						
実施期間	継続事業	見直し区分	新規				
重要	B	緊急	A	時期	A		
④	炊出実施体制の強化						<p>平成26年度に「炊出実施体制の整備」事業が完了したことから、平成27年度より発展的に事業を推進するため、「炊出実施体制の強化」として新たに実施する事業。</p>
担当	商工政策課・観光振興課						
実施期間	継続事業	見直し区分	新規				
重要	B	緊急	A	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する								
項目No.		取り組み事項名				H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等	
事項No.								
⑤	生活必需品供給体制の整備					<p>県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、平成30年度までに発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水にくわえて、毛布やトイレトーパー等の生活必需品を計画的に備蓄します。</p> <p>また、備蓄した生活必需品を被災者に円滑に供給できるよう、関係課と協議し、体制強化に努めます。</p>	<p>平成26年3月14日に県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」が示されたことを受けて、方針に沿った内容に修正した。</p>	
担当	危機管理課・市民協働推進課・社会福祉課							
実施期間	H27年度～H30年度		見直し区分	修正				
重要	B	緊急	A	時期	A			
⑥	防災行政無線の戸別受信機の普及及び配備							再掲（1-（7）-①）・11ページに掲載
⑦	防災備蓄の推進							再掲（1-（9）-①）・17ページに掲載
⑧	災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備					再掲（2-（2）-①）・19ページに掲載		
⑨	市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用					再掲（2-（2）-④）・19ページに掲載		
⑩	「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用					再掲（2-（2）-⑤）・19ページに掲載		
⑪	地方放送局との連携					再掲（2-（2）-⑪）・21ページに掲載		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する								
項目No.		取り組み事項名					H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.								
(3) 生活環境を整備する								
①	被害調査マニュアルの策定					<p>災害内容別に、調査の時期や手法、項目、また、被災者への情報伝達や支援内容、支給品の配布などについての説明が適切に行えるように、被害調査に関する内容を定めたマニュアルを策定し、被災内容に基づき適切で迅速な支援を行えるように努めます。</p>	<p>被害調査マニュアル案は策定できているものの、実際被害調査を行う支部長等の職員との最終調整ができていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>	
担当	市災害対策本部市民生活班支部担当							
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続					
重要	A	緊急	A	時期	A			
②	防疫体制の整備					<p>被災地・避難所における衛生状態の悪化により、病虫害の発生、疾病や感染症などが発生するため、市災害対策本部各班が連携して、季節・内容に応じた消毒等の対象の選定、医薬品の確保等に係るフロー図的な防疫マニュアル等を策定し、効果的な防疫体制を整備します。</p>	<p>現在、マニュアル策定作業を進めているものの策定まで至っていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>	
担当	市民協働推進課・環境政策課・クリーンセンター廃棄物対策課・健康政策課							
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続					
重要	B	緊急	B	時期	A			
③	衛生・防疫用資機材等の確保					<p>衛生状態の向上及び防疫対策を行うため、国や県で行われている被害想定結果を受け、必要となる薬剤及び資機材の数量の算出と備蓄、適宜点検等を実施するとともに、緊急時の調達先の検討など、資機材等の確保を円滑に図るための仕組みを構築します。</p>	<p>現在、資機材等の確保に向けて事業を進めていることから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>	
担当	環境政策課・クリーンセンター廃棄物対策課							
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続					
重要	B	緊急	B	時期	A			
④	災害廃棄物処理計画の見直し					<p>平成27年3月に県において新たな災害廃棄物処理計画が策定されたことから、本市の災害廃棄物の保管・処理等について定める「鳴門市災害廃棄物処理計画」を早急に見直します。</p>	<p>平成27年3月に県において、新たな災害廃棄物処理計画が策定されたことから、「鳴門市災害廃棄物処理計画」を平成28年度末までに見直すこととした。</p>	
担当	クリーンセンター廃棄物対策課							
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続					
重要	A	緊急	B	時期	A			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する								
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等	
事項No.	取り組み事項名							
(4) 生活再建を支援する								
①	生活相談の実施体制の整備						<p>災害時には、多数の被災者が生活基盤の喪失等により生活に困窮するため、被災者の生活支援に向けた各種制度の案内と相談を行うための被災者生活相談マニュアルを策定するなど、迅速で確かな総合的な生活相談が行えるようにします。</p>	<p>現在、マニュアル策定作業を進めているものの策定まで至っていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	市民協働推進課ほか関係各課							
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続					
重要	B	緊急	B	時期	A			
②	被災者支援システムの運用						<p>り災証明発行をはじめ様々な情報支援に活用できる被災者支援システムについて、研修会や訓練を実施するなどして災害発生時にシステムの円滑な運用が行えるようにします。</p>	<p>担当業務の見直しを行い、事業の担当課を「危機管理課・市民課・情報化推進室」とした。</p>
担当	危機管理課・市民課・情報化推進室							
実施期間	継続事業		見直し区分	修正				
重要	A	緊急	B	時期	A			
③	災害弔慰金等の支給・貸付マニュアルの策定						<p>被災者の生活を再建するために必要な災害弔慰金・災害援護資金等の支給・貸付に係る処理を円滑に遅滞なく行うため、災害弔慰金等支給マニュアル、災害援護資金貸付マニュアルを策定します。</p>	<p>担当業務の見直しを行い、事業の担当課を「市民協働推進課」から「危機管理課」に修正した。</p>
担当	危機管理課							
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	修正					
重要	B	緊急	B	時期	A			
④	仮設住宅整備マニュアルの策定						<p>仮設住宅は、災害により住居を喪失した市民等のため、災害後20日以内に市が用地を選定し、県が建設しなければならないことから、早期に仮設住宅の提供ができるように、候補地の選定と事務処理の手順を定めた仮設住宅整備マニュアルを策定します。</p>	<p>現在、マニュアル策定作業を進めているものの策定まで至っていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	まちづくり課							
実施期間	H23年度～H28年度	見直し区分	継続					
重要	B	緊急	B	時期	B			

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
⑤	災害ボランティアセンターの体制整備					再掲（1－（6）－②）・10ページに掲載	
⑥	税・料の減免制度の周知					被災した市民等に対しては、市税・国民健康保険料・介護保険料の減免制度があり、同様に国や県が賦課する税・料についても減免制度があることから、国や県の資料の活用や関係部局が連携した資料を作成し、税・料の減免制度の周知を行います。 担当課に「下水道課・クリーンセンター廃棄物対策課」を加えた。	
担当	危機管理課・税務課・保険課・長寿介護課・水道事業課・下水道課・クリーンセンター廃棄物対策課						
実施期間	継続事業		見直し区分	修正			
重要	B	緊急	B	時期	A		

平成27年度以降の取り組み事項の内容（鳴門市地震津波対策推進計画第5章 計画の重点項目）

4. 被災者の生活を支援する							
項目No.						H27年度以降の取り組み内容	平成25年度以降の取り組み内容との変更点等
事項No.	取り組み事項名						
(5) 教育環境等を整備する							
①	学校施設等応急対策の整備					<p>学校等が被災時は、応急危険度判定を迅速に行い、施設として機能を維持しているかの判断と、機能を失っていると判断された際は代替施設の検討も必要となるため、事前に対応について検討を行いマニュアルを策定するなど、学校施設等の応急対策を整備します。</p>	<p>マニュアル案は策定できているものの、最終調整ができていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	教育総務課・子どもいきいき課						
実施期間	H23年度～ H28年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
②	応急的教育等実施体制の整備					<p>災害時に、被災の状況に応じ被災地域で学校教育等を行うために必要となる、教職員の確保、設備や教材、学用品等の調達、また、子どもたちの心のケア等に関する対応を定めたマニュアルを策定するなど、早期に教育等を再開するための応急的教育等実施体制を整備します。</p>	<p>マニュアル案は策定できているものの、最終調整ができていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	学校教育課・子どもいきいき課						
実施期間	H23年度～ H28年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		
③	学校給食等復旧体制の強化					<p>被災地域で学校給食等を再開する場合は、施設の被害状況、食材や水、調理員等の確保が必要となること、また、学校給食等の施設は被災時には炊き出し施設にもなることから、早期の学校給食の再開と被災者への支援のため学校給食等復旧マニュアルを策定し、復旧体制を整備します。</p>	<p>マニュアル案は策定できているものの、最終調整ができていないことから、実施期間を平成28年度に延長し、実施することとした。</p>
担当	教育総務課・子どもいきいき課						
実施期間	H23年度～ H28年度	見直し 区分	継続				
重要	B	緊急	B	時期	A		

○取り組み内容 所属別一覧

所属	重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
全 部 署	1	(8)	③ 事業継続計画（BCP）の策定	14 P
施 設 保 有 部 署	1	(7)	⑩ 市有施設耐震化の推進	13 P
関 係 部 署	4	(4)	① 生活相談の実施体制の整備	35 P
企 画 総 務 部 (市災害対策本部企画総務班)				
総 務 課	1	(7)	⑥ 避難所耐震化の推進	12 P
	1	(7)	⑩ 市有施設耐震化の推進	13 P
	1	(8)	⑦ 行政情報の災害対策の推進	15 P
契 約 検 査 室				
人 事 課	1	(8)	② 市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底	14 P
	1	(8)	⑩ 災害時における再任用職員等の活用検討	16 P
税 務 課	4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	36 P
秘 書 広 報 課	1	(1)	② 広報なると・テレビ広報等による啓発	3 P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	19 P
	2	(2)	④ 市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用	19 P
情 報 化 推 進 室	1	(8)	⑦ 行政情報の災害対策の推進	15 P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	19 P
	4	(4)	② 被災者支援システムの運用	35 P
戦 略 企 画 課				
財 政 課				
危 機 管 理 局				
危 機 管 理 課	1	(1)	① ため池ハザードマップの作成と配布	3 P
	1	(1)	② 広報なると・テレビ広報等による啓発	3 P
	1	(1)	③ 防災訓練の実施	3 P
	1	(1)	④ 出前市長室・出前講座の開催	3 P
	1	(1)	⑤ 避難所及び緊急避難場所への表示板の設置	4 P
	1	(2)	② 家具転倒防止器具の設置促進	5 P
	1	(2)	③ 災害時備蓄食糧等の備蓄啓発	5 P
	1	(3)	① 自主防災会の活動活性化の促進	6 P
	1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	6 P
	1	(3)	④ 防災資機材の整備	6 P

○取り組み内容 所属別一覧

所属	重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
危機管理課	1	(4)	⑥ 自主防災会等との連携	8P
	1	(5)	① 防災意識の啓発	9P
	1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	9P
	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	9P
	1	(6)	① 災害時における広域連携体制の構築	10P
	1	(7)	① 防災行政無線戸別受信機の普及及び配備	11P
	1	(7)	② 避難路・避難場所の見直しと整備	11P
	1	(7)	③ 津波避難ビルの確保	11P
	1	(7)	④ 津波避難施設の整備	11P
	1	(8)	① 市災害対策本部支部長等の危機管理意識の醸成	14P
	1	(8)	② 市災害対策本部職員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底	14P
	1	(8)	③ 事業継続計画（BCP）の策定	14P
	1	(8)	④ 初動体制等の強化	14P
	1	(8)	⑤ 円滑な支部の設置・運営の確保	15P
	1	(8)	⑥ 市災害対策本部職員・消防職員・消防団員の安全確保	15P
	1	(8)	⑧ 応援体制・協力関係の構築	15P
	1	(8)	⑨ 各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底	16P
	1	(8)	⑩ 災害時における再任用職員等の活用検討	16P
	1	(9)	① 防災備蓄の推進	17P
	2	(1)	① 市災害対策本部内の情報処理体制の整備	18P
	2	(1)	③ 気象庁からの災害情報の活用	18P
	2	(2)	① 災害情報の迅速・確実な伝達体制の整備	19P
	2	(2)	③ 防災行政無線メール等の登録促進と活用	19P
	2	(2)	④ 市公式ウェブサイト・Twitter・テレビ鳴門の活用	19P
	2	(2)	⑤ 「鳴門市メール配信サービス」の登録促進と活用	19P
	2	(2)	⑥ 「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用	20P
	2	(2)	⑦ 携帯電話緊急速報メールの活用	20P
	2	(2)	⑧ 「すだちくんメール」の登録促進と活用	20P
	2	(2)	⑩ 庁内放送の活用	21P
	2	(2)	⑪ 地方放送局との連携	21P
3	(1)	⑤ 避難所の法指定と機能強化	23P	
3	(2)	① 避難情報の発令・伝達体制の整備	24P	

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ	
危機管理課		3	(2)	③ 避難場所・避難経路等の周知徹底	24 P	
		3	(2)	⑦ 外国人の避難支援	25 P	
		3	(2)	⑧ 警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備	25 P	
		3	(3)	② 警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備	26 P	
		3	(3)	④ 国・県・自衛隊等からの支援・協力の確保	26 P	
		3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	27 P	
		3	(5)	③ 災害用ヘリポートの確保	30 P	
		4	(1)	③ 避難所の簡易及び仮設トイレの確保	31 P	
		4	(2)	① ライフライン事業者との実践的なパートナーシップの形成	32 P	
		4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の整備	33 P	
		4	(4)	② 被災者支援システムの運用	35 P	
		4	(4)	③ 災害弔慰金等の支給・貸付マニュアルの策定	35 P	
	4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	36 P		
市民環境部 (市災害対策本部市民生活班)		3	(1)	① 避難所開設・運営マニュアルの策定 (支部班)	22 P	
		4	(3)	① 被害調査マニュアルの策定 (支部班)	34 P	
	市民協働推進課		1	(1)	④ 出前市長室・出前講座の開催	3 P
			1	(6)	② 災害ボランティアセンターの体制整備	10 P
			4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の整備	33 P
			4	(3)	② 防疫体制の整備	34 P
			4	(4)	① 生活相談の実施体制の整備	35 P
	市民課		3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	27 P
			4	(4)	② 被災者支援システムの運用	35 P
	文化交流推進課					
		ドイ ツ 館				
		文化会館				
環境局 (市災害対策本部 環境衛生班)						
	環境政策課	4	(3)	② 防疫体制の整備	34 P	
		4	(3)	③ 衛生・防疫用資機材等の確保	34 P	
	クリセ管理課	3	(3)	⑨ 死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定	27 P	
	クリセ廃棄物対策課	4	(1)	③ 避難所の簡易及び仮設トイレの確保	31 P	
		4	(3)	② 防疫体制の整備	34 P	

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
クリセ廃棄物対策課		4	(3)	③ 衛生・防疫用資機材等の確保	34P
		4	(3)	④ 災害廃棄物処理計画の見直し	34P
		4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	36P
健康福祉部 (市災害対策本部健康福祉班)					
健康政策課		1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	6P
		3	(4)	① 医師会等との連携	28P
		3	(4)	② 負傷者等の救急医療体制の整備	28P
		3	(4)	③ 災害時医薬品等の調達体制の整備	28P
		3	(4)	⑤ 医療救護所設置マニュアルの策定	29P
		4	(1)	② 避難所生活者への支援体制の整備	31P
		4	(3)	② 防疫体制の整備	34P
保険課		4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	36P
長寿介護課		1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	6P
		1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	9P
		3	(1)	③ 福祉避難所施設の設置	22P
		3	(1)	④ 福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定	22P
		4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	36P
人権推進課					
人権福祉センター					
川崎会館					
福祉事務所					
社会福祉課		1	(3)	② 災害時要援護者の避難支援体制の整備	6P
		1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	9P
		1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	9P
		1	(6)	② 災害ボランティアセンターの体制整備	10P
		3	(1)	③ 福祉避難所施設の設置	22P
		3	(1)	④ 福祉避難所施設開設・運営マニュアルの策定	22P
		4	(2)	⑤ 生活必需品供給体制の整備	33P
		1	(4)	① 学校等の危機管理体制の整備	7P
子どもいきいき課		1	(4)	② 学校等での避難訓練の実施	7P
		1	(4)	③ 防災教育の実施	7P
		1	(4)	④ 学校施設等の耐震化推進	7P
		1	(4)	④ 学校施設等の耐震化推進	7P

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
	子どもいきいき課	1	(4)	⑤ 保護者との連絡体制の整備	8P
		1	(4)	⑥ 自主防災会等との連携	8P
		1	(5)	② 自主防災会等との連携啓発	9P
		1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	9P
		4	(5)	① 学校施設等応急対策の整備	37P
		4	(5)	② 応急的教育等実施体制の整備	37P
		4	(5)	③ 学校給食等復旧体制の強化	37P
経済建設部 (市災害対策本部建設班)					
	まちづくり課	1	(2)	① 木造住宅耐震診断・改修支援の推進	5P
		1	(8)	⑧ 応援体制・協力関係の構築	15P
		1	(8)	⑪ 空き家対策の推進	16P
		4	(4)	④ 仮設住宅整備マニュアルの策定	35P
	土木課	1	(7)	⑧ 道路橋梁耐震化の推進	12P
		1	(7)	⑫ 水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	13P
		3	(5)	② 災害時搬送車両の輸送路の整備	30P
	下水道課	1	(7)	⑫ 水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	13P
		4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	36P
公園緑地課					
経済局 (市災害対策本部経済班)					
	商工政策課	1	(5)	① 防災意識の啓発	9P
		1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	9P
		1	(8)	⑧ 応援体制・協力関係の構築	15P
		4	(2)	③ 食糧応急供給体制の強化	32P
		4	(2)	④ 炊出実施体制の強化	32P
勤労青少年ホーム					
	観光振興課	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	9P
		4	(2)	③ 食糧応急供給体制の強化	32P
		4	(2)	④ 炊出実施体制の強化	32P
	農林水産課	1	(1)	① ため池ハザードマップの作成と配布	3P
		1	(7)	⑫ 水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備	13P
公設地方卸売市場					

○取り組み内容 所属別一覧

所属	重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
会 計 課				
消 防 本 部 (市災害対策本部消防班)				
消 防 総 務 課	1	(8)	⑥ 市災害対策本部職員・消防職員・消防団員の安全確保	15 P
	3	(2)	⑨ 率先避難者の育成	25 P
予 防 課	1	(1)	③ 防災訓練の実施	3 P
	3	(2)	⑦ 外国人の避難支援	25 P
	3	(2)	⑧ 警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備	25 P
	3	(3)	② 警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備	26 P
消 防 署				
大 麻 分 署				
企 業 局 (市災害対策本部企業班)				
水 道 企 画 課	1	(7)	⑩ 水道施設耐震化の推進	13 P
水 道 事 業 課	4	(2)	① ライフライン事業者と連携した訓練の実施	32 P
	4	(2)	② 応急給水体制の整備	32 P
	4	(4)	⑥ 税・料の減免制度の周知	36 P
浄 水 場				
ポ ー ト レ ー ス 事 業 課	1	(5)	③ 帰宅困難者への対応啓発	9 P
	1	(7)	⑨ ポートレース場の耐震化の推進	12 P
	3	(2)	⑥ ポートレース事業の災害対応マニュアルの整備	24 P
教 育 委 員 会 (市災害対策本部教育班)				
教 育 総 務 課	1	(4)	④ 学校施設等の耐震化推進	7 P
	1	(7)	⑥ 避難所耐震化の推進	12 P
	4	(5)	① 学校施設等応急対策の整備	37 P
	4	(5)	③ 学校給食等復旧体制の強化	37 P
大 麻 学 校 給 食 セ ン タ ー				
学 校 教 育 課	1	(4)	① 学校等の危機管理体制の整備	7 P
	1	(4)	② 学校等での避難訓練の実施	7 P
	1	(4)	③ 防災教育の実施	7 P
	1	(4)	⑤ 保護者との連絡体制の整備	8 P
	1	(4)	⑥ 自主防災会等との連携	8 P

○取り組み内容 所属別一覧

所属		重点項目	分野別項目	取り組み事項	掲載ページ
学 校 教 育 課 教 育 支 援 室	学 校 教 育 課	4	(5)	② 応急的教育等実施体制の整備	37P
	教 育 支 援 室				
	生 涯 学 習 人 権 課	1	(1)	④ 出前市長室・出前講座の開催	3P
		1	(7)	⑥ 避難所耐震化の推進	12P
	体 育 振 興 室				
	図 書 館				
	青 少 年 会 館				
	市 場 ・ 川 崎 児 童 館				